

# 2病棟看護職員等の配置

許可病床数：53床  
療養病棟入院基本料1

1日に8人以上の看護職員（看護師及び准看護師）及び  
8人以上の看護補助者（介護福祉士を含む）が勤務しております  
なお、時間ごとの配置は次の通りです。

- ・ 午前9時より午後5時まで  
看護職員1人当たりの受持ち患者数は8人以内  
看護補助者1人当たりの受持ち患者数は8人以内
- ・ 午後5時より午前1時まで  
看護職員1人当たりの受持ち患者数は26人以内  
看護補助者1人当たりの受持ち患者数は51人以内
- ・ 午前1時より午前9時まで  
看護職員1人当たりの受持ち患者数は26人以内  
看護補助者1人当たりの受持ち患者数は51人以内

※夜勤体制（午後5時～午前9時）：許可病床数に対して看護職員2名、看護補助者1名

# 5病棟看護職員等の配置

許可病床数：60床  
療養病棟入院基本料1

1日に9人以上の看護職員（看護師及び准看護師）及び  
9人以上の看護補助者（介護福祉士を含む）が勤務しております  
なお、時間ごとの配置は次の通りです。

- ・ 午前9時より午後5時まで  
看護職員1人当たりの受持ち患者数は8人以内  
看護補助者1人当たりの受持ち患者数は8人以内
- ・ 午後5時より午前1時まで  
看護職員1人当たりの受持ち患者数は28人以内  
看護補助者1人当たりの受持ち患者数は28人以内
- ・ 午前1時より午前9時まで  
看護職員1人当たりの受持ち患者数は28人以内  
看護補助者1人当たりの受持ち患者数は28人以内

※夜勤体制（午後5時～午前9時）：許可病床数に対して看護職員2名、看護補助者2名

# 7病棟看護職員等の配置

許可病床数：60床  
療養病棟入院基本料1

1日に9人以上の看護職員（看護師及び准看護師）及び  
9人以上の看護補助者（介護福祉士を含む）が勤務しております  
なお、時間ごとの配置は次の通りです。

- ・ 午前9時より午後5時まで  
看護職員1人当たりの受持ち患者数は9人以内  
看護補助者1人当たりの受持ち患者数は9人以内
- ・ 午後5時より午前1時まで  
看護職員1人当たりの受持ち患者数は30人以内  
看護補助者1人当たりの受持ち患者数は30人以内
- ・ 午前1時より午前9時まで  
看護職員1人当たりの受持ち患者数は30人以内  
看護補助者1人当たりの受持ち患者数は30人以内

※夜勤体制（午後5時～午前9時）：許可病床数に対して看護職員2名、看護補助者2名

# 8病棟看護職員等の配置

許可病床数：60床  
療養病棟入院基本料1

1日に9人以上の看護職員（看護師及び准看護師）及び  
9人以上の看護補助者（介護福祉士を含む）が勤務しております  
なお、時間ごとの配置は次の通りです。

- ・ 午前9時より午後5時まで  
看護職員1人当たりの受持ち患者数は9人以内  
看護補助者1人当たりの受持ち患者数は9人以内
- ・ 午後5時より午前1時まで  
看護職員1人当たりの受持ち患者数は30人以内  
看護補助者1人当たりの受持ち患者数は30人以内
- ・ 午前1時より午前9時まで  
看護職員1人当たりの受持ち患者数は30人以内  
看護補助者1人当たりの受持ち患者数は30人以内

※夜勤体制（午後5時～午前9時）：許可病床数に対して看護職員2名、看護補助者2名

# 9病棟看護職員等の配置

許可病床数：60床  
療養病棟入院基本料1

1日に9人以上の看護職員（看護師及び准看護師）及び  
9人以上の看護補助者（介護福祉士を含む）が勤務しております  
なお、時間ごとの配置は次の通りです。

- ・ 午前9時より午後5時まで  
看護職員1人当たりの受持ち患者数は9人以内  
看護補助者1人当たりの受持ち患者数は9人以内
- ・ 午後5時より午前1時まで  
看護職員1人当たりの受持ち患者数は30人以内  
看護補助者1人当たりの受持ち患者数は30人以内
- ・ 午前1時より午前9時まで  
看護職員1人当たりの受持ち患者数は30人以内  
看護補助者1人当たりの受持ち患者数は30人以内

※夜勤体制（午後5時～午前9時）：許可病床数に対して看護職員2名、看護補助者2名

# 10病棟看護職員等の配置

許可病床数：60床  
療養病棟入院基本料1

1日に9人以上の看護職員（看護師及び准看護師）及び  
9人以上の看護補助者（介護福祉士を含む）が勤務しております  
なお、時間ごとの配置は次の通りです。

- ・ 午前9時より午後5時まで  
看護職員1人当たりの受持ち患者数は9人以内  
看護補助者1人当たりの受持ち患者数は9人以内
- ・ 午後5時より午前1時まで  
看護職員1人当たりの受持ち患者数は30人以内  
看護補助者1人当たりの受持ち患者数は30人以内
- ・ 午前1時より午前9時まで  
看護職員1人当たりの受持ち患者数は30人以内  
看護補助者1人当たりの受持ち患者数は30人以内

※夜勤体制（午後5時～午前9時）：許可病床数に対して看護職員2名、看護補助者2名